受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年８月４日において次の要件を満たすものとする。

① 平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記ⓐの要件を満たす工事の施工実績を全ての構成員が有していること。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ⓐ 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。

② 建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

③ 同一の企業が、単体、特定ＪＶ、地域ＪＶ及び経常ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

④ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

⑤ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年８月４日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
東長野病院長　土屋　拓司

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　20

○第 05303 号（№05303）

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　14

⑵ 導入計画物品及び数量　病院情報システム用サーバ等ハード　一式

⑶ 調達方法　購入

⑷ 納入場所　独立行政法人国立病院機構東長野病院

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料等の提供を招請する。

⑴ 資料等の提供期限　令和８年９月５日17時00分

⑵ 提出先　〒381―8567　長野県長野市上野２―477　独立行政法人国立病院機構東長野病院　契約係　城戸慎太郎　電話026―296―1111

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴ 交付期間　令和８年８月４日から令和８年９月４日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表は予定であり、変更することがありうる。